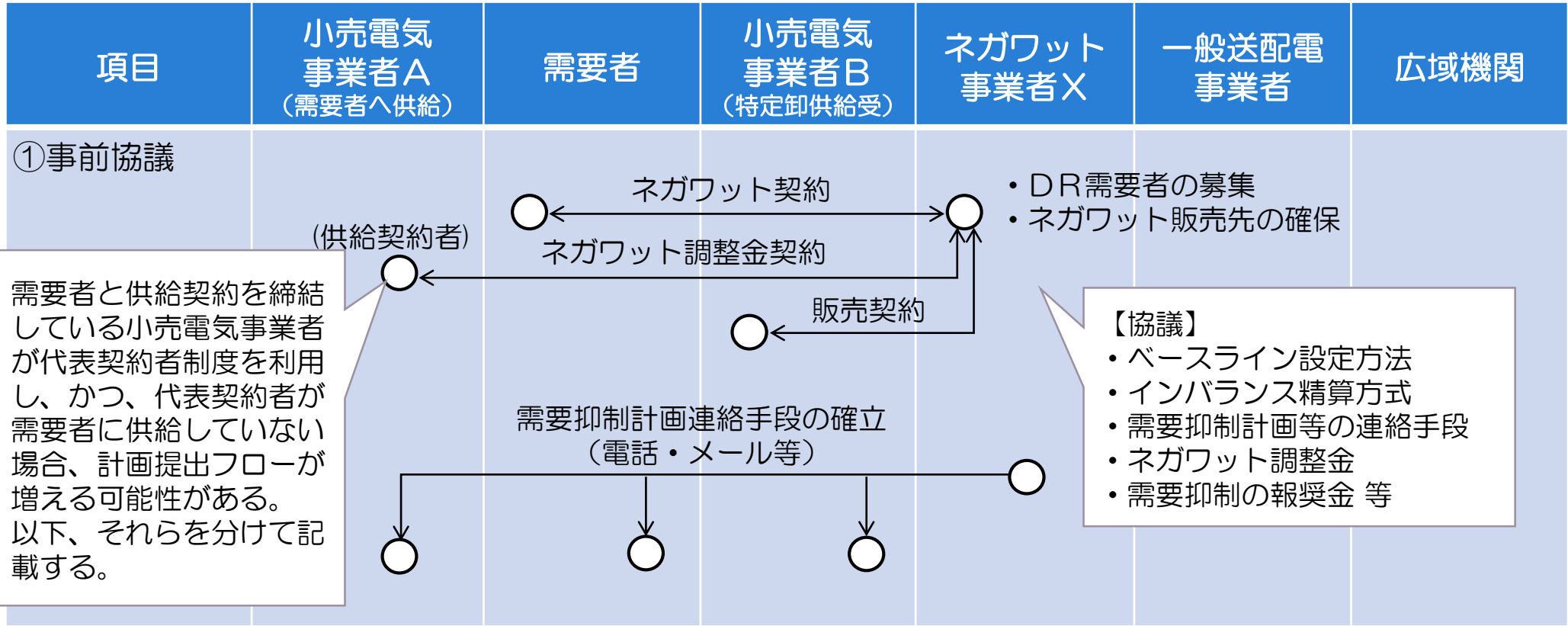


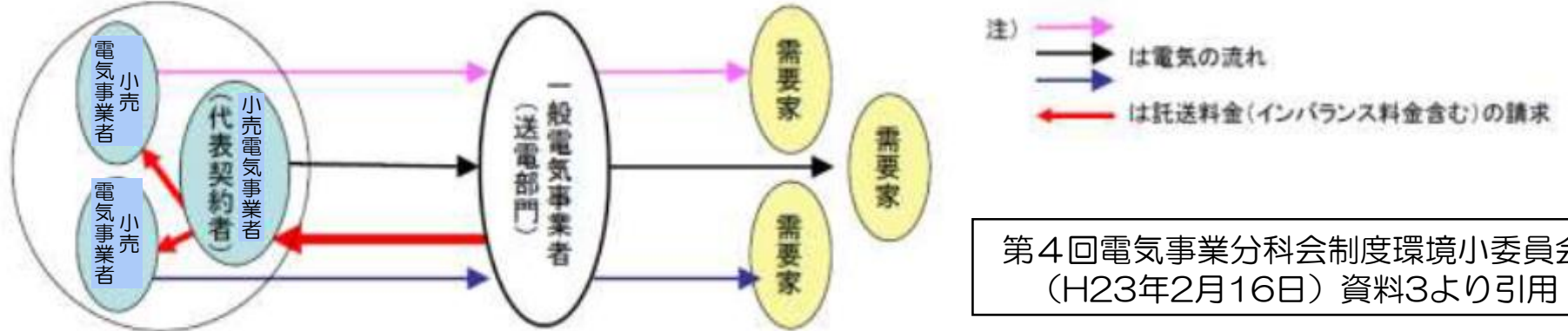
# 直接協議スキームの業務フローと課題の確認 (その2)

平成28年9月29日

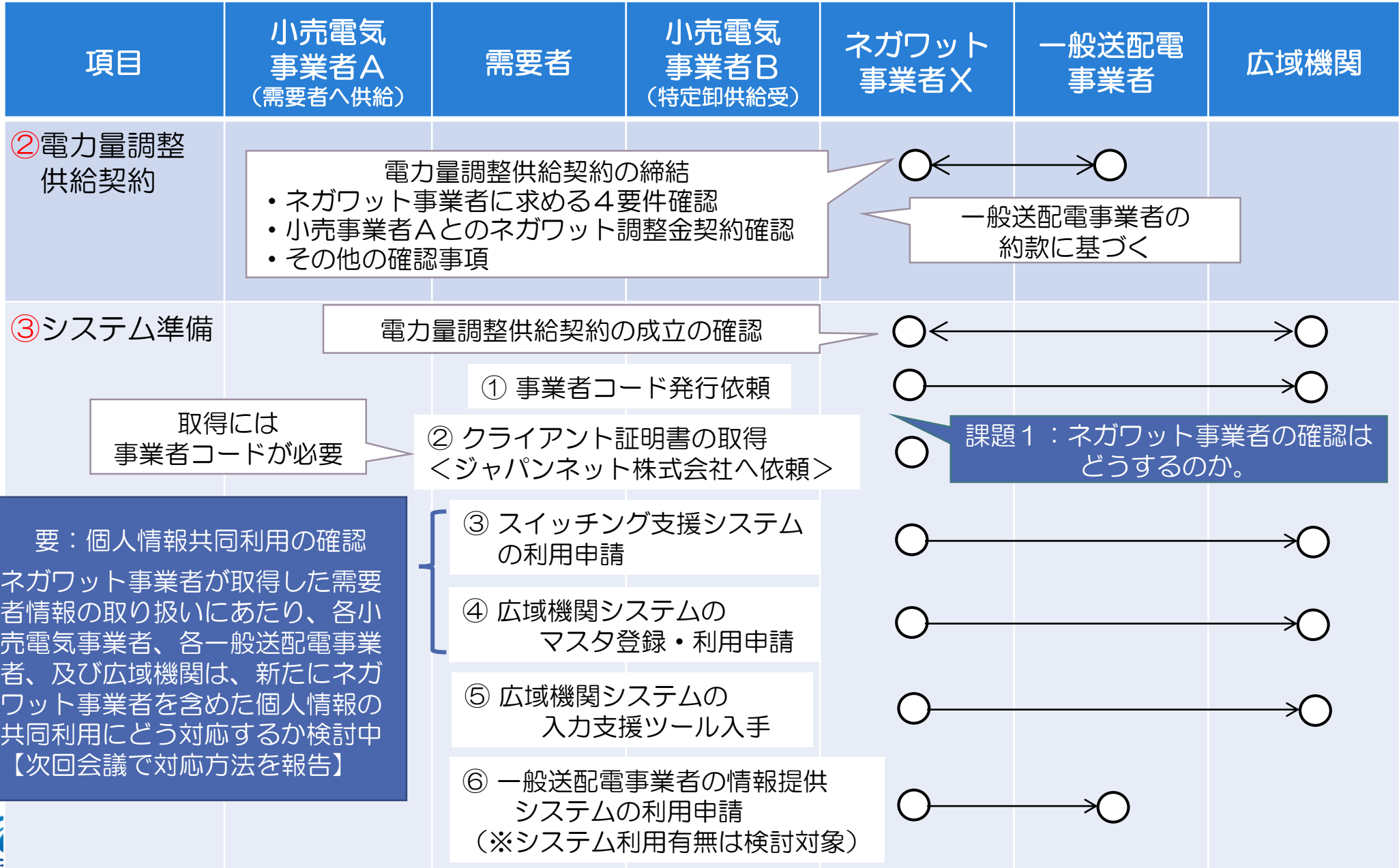
ネガワット取引に関する実務者会議 事務局



参考：代表契約者制度の図



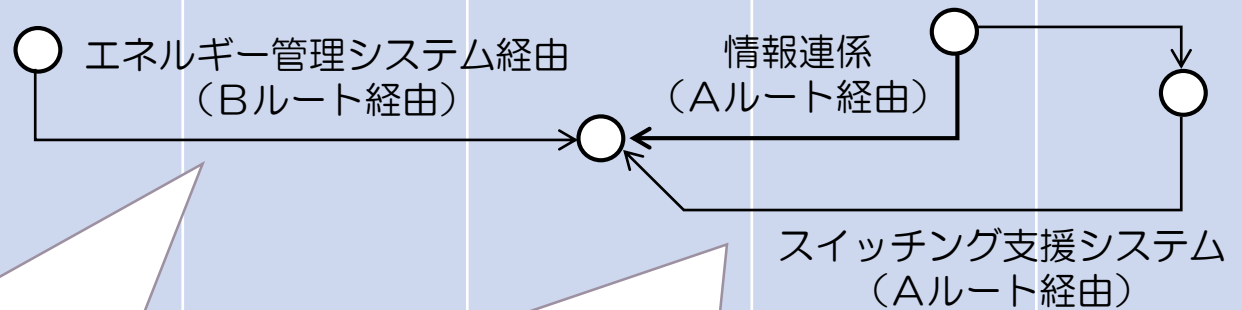
第4回電気事業分科会制度環境小委員会 (H23年2月16日) 資料3より引用



項目	小売電気事業者A (需要者へ供給)	需要者	小売電気事業者B (特定卸供給受)	ネガワット事業者X	一般送配電事業者	広域機関
----	----------------------	-----	----------------------	-----------	----------	------

参考：  
システム準備

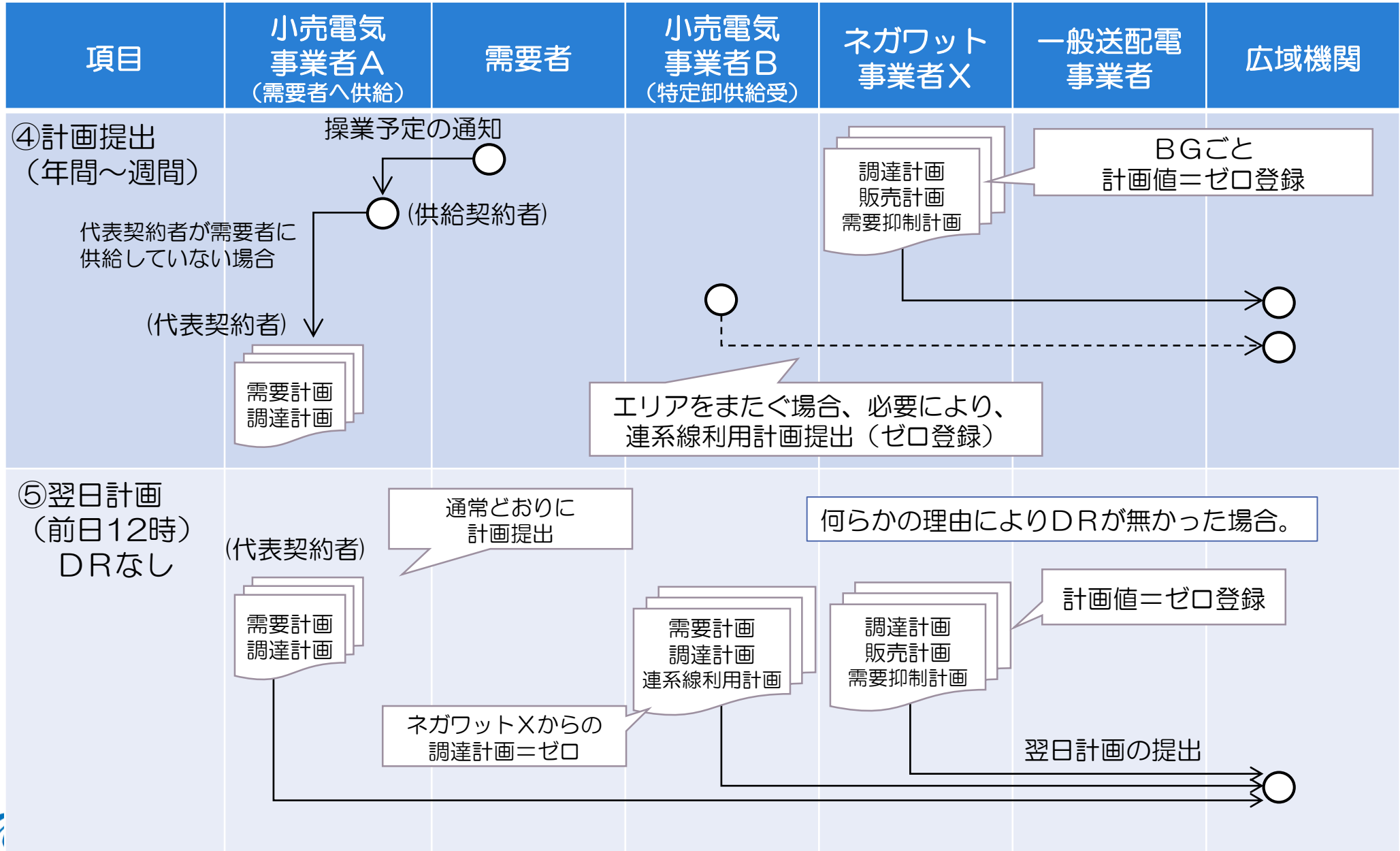
参考：需要実績等の取得ルート



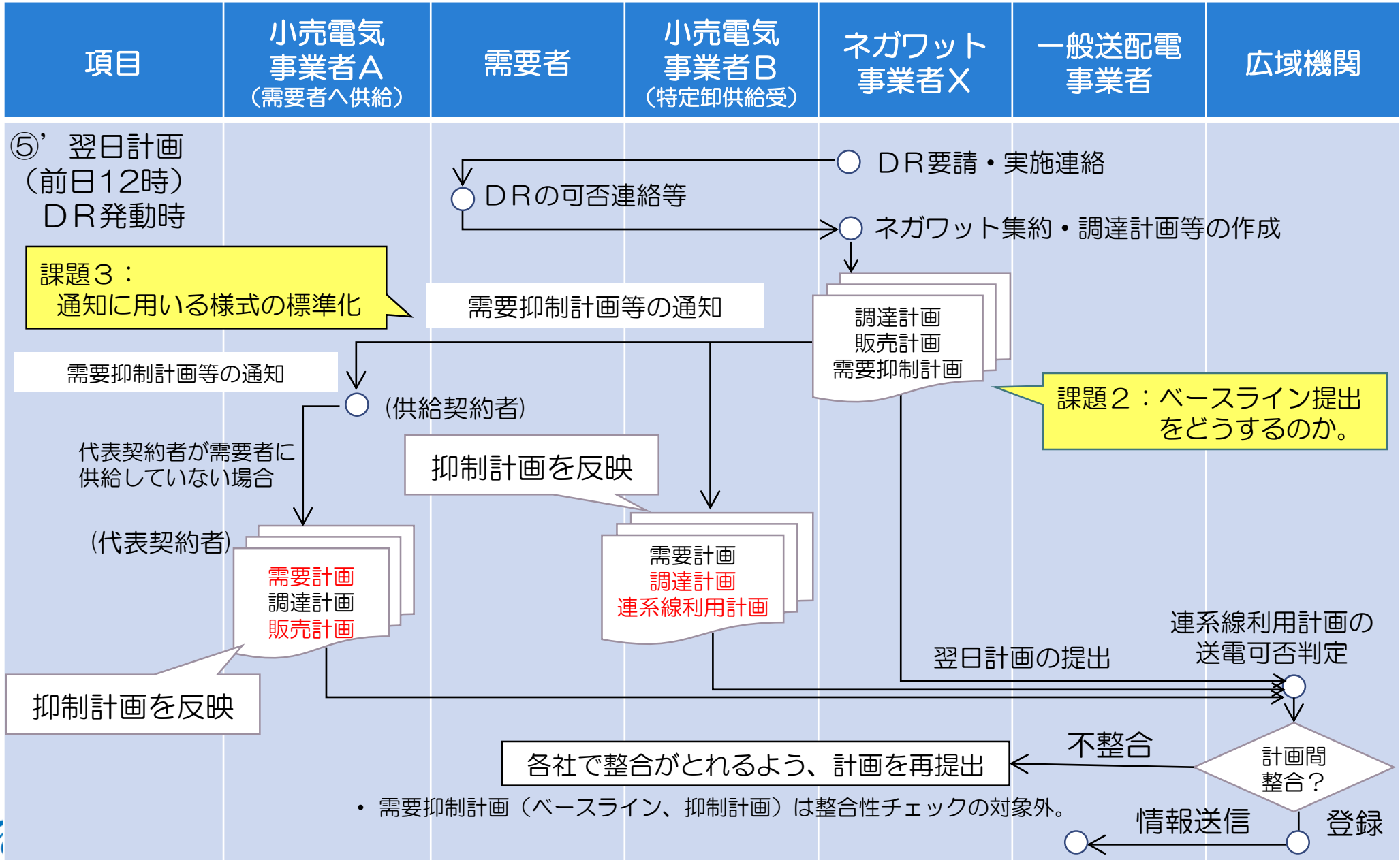
ベースラインを当日調整する場合（※1）  
ネガワット事業者は必要に応じてスマートメータから需要量データを直接取得する。  
（ネガワット取引に関するガイドライン）  
当日調整するベースライン  
＝標準ベースライン（High4of5、当日調整あり）

- Aルート経由の情報
- 【事業開始前（スイッチング支援システム）】
    - ・過去の電力量（最大13か月分）
    - ・契約電力
    - ・メータ種別等の情報
  - 【事業中（一般送配電事業者との情報関係）】
    - ・月間確定使用量（※2）
    - ・30分電力量（速報値）（※2、3）

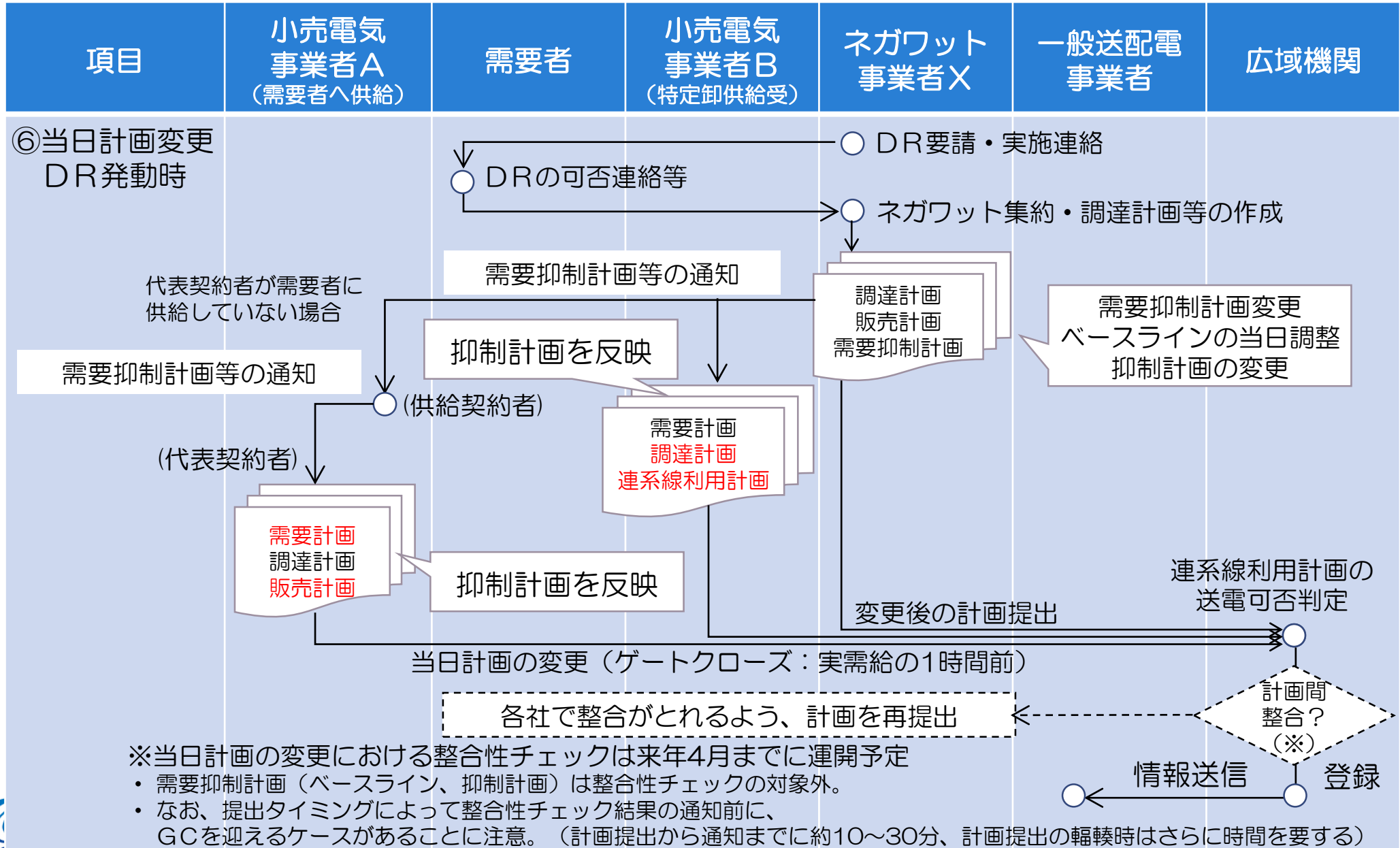
- ※1 ベースラインの当日調整はガイドラインによると、実需給の5時間前から2時間前までの6コマを利用
- ※2 提供すべき情報は課題4（P. 13）で検討
- ※3 30分電力量（速報値）の提供開始時期は2017年4月を原則としない

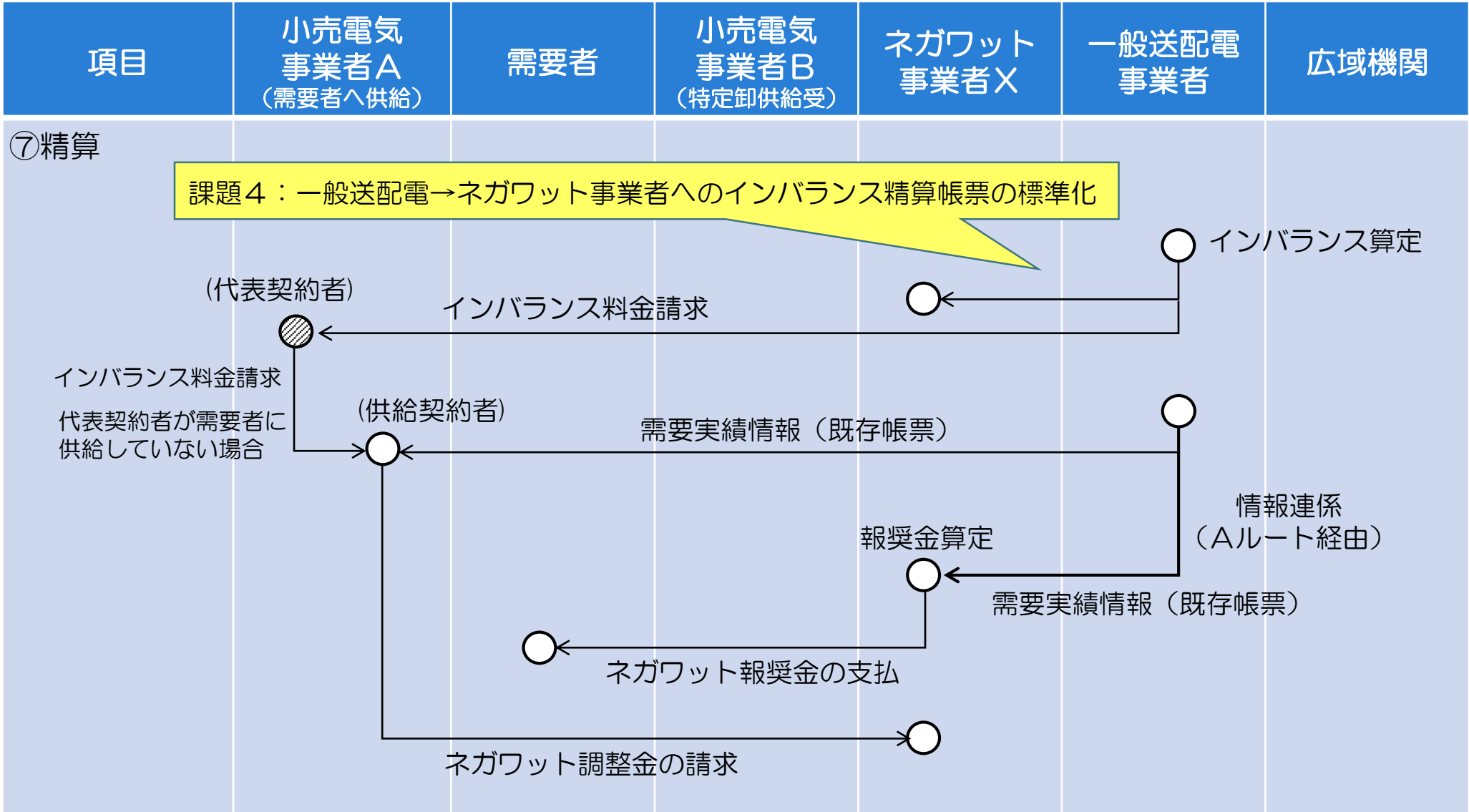


# 直接協議スキームにおけるネガワット取引業務フロー（案） 5 / 7 6



# 直接協議スキームにおけるネガワット取引業務フロー（案） 6 / 7 7

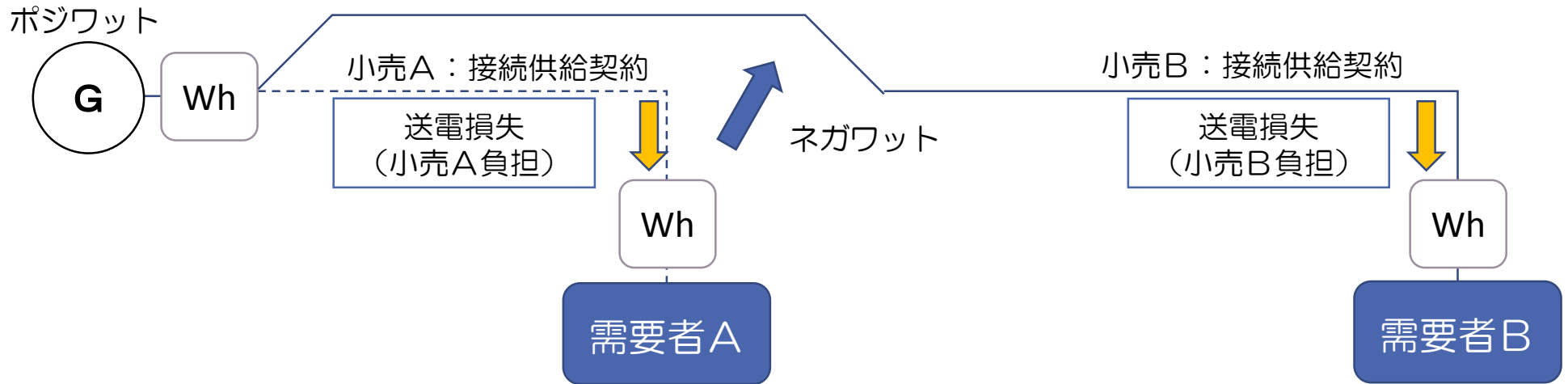






前回質問：送電損失分の計算は事業者側であるのか、システム側で計算いただけるのか、どちらかを明らかにしていただきたい。事業者側で計算する場合、誤差がでないか心配である。

- ◇ ネガワット事業者は需要者の電力量計（受電端）でネガワット量を計量する。
- ◇ 小売電気事業者は、送電損失を考慮して、送電端で需要・調達・販売計画を提出している。



送電損失率は需要者のエリアで決まる。

小売電気事業者の提出する計画と整合を図るため以下と考えるが、いかがか。

- ネガワット事業者はDR需要者の接続するエリアの損失率を反映した送電端の値にて調達計画、販売計画、および、需要抑制計画（ベースライン + 抑制計画値）を提出する。  
（例：損失率5%、受電端の需要抑制100kWh ⇒ 調達：105kWh 販売：105kWh）
- 数値の端数処理は、託送供給等約款に記載された方法を採用し、誤差が出ないようにする。

課題1：事業者コードの申請において、広域機関は申請があった当該事業者がネガワット事業者であることをどのようにして確認するか。

<問題点>

- ◆ 電気事業法において、ネガワット事業者としては本機関の会員に加入できない状況にある。
- ◆ 様々な業種の事業者がネガワット事業者となりえる状況にある。広域機関は申請者が本当にネガワット事業者であり、事業者コードの発行対象となるかどうか判断できない。



◇ ネガワット事業者には求められる規律が存在する。  
⇒ ネガワット事業者として事業者コードを申請された場合、広域機関としては、何らかの手段で当該事業者がネガワット事業者の資格を有していると判断できればよい。

◇ ネガワット事業者に求められる規律は電力量調整供給契約を結ぶ段階で一般送配電事業者を確認される  
⇒ 広域機関は一般送配電事業者と電力量調整供給契約を結んでいる事業者をネガワット事業者の資格を有していると判断できる。

そこで、ネガワット事業者の事業者コード申請条件を以下としてはいかがか。

- ネガワット事業者による広域機関への事業者コード申請の条件は、一般送配電事業者との電力量調整供給契約の成立（一般送配電事業者の承諾）とする。
- ネガワット事業者が電力量調整供給契約の成立を広域機関へどのように証明するかは、継続検討。

課題2：抑制計画＝ゼロの場合、ベースライン＝ゼロと入力するとした。

需要抑制計画（抑制計画＋ベースライン）の提出はどう対応するか。

ネガワット事業者ヒアリングでのご意見

◇ 年間を通じ、ほとんどの断面は抑制計画ゼロと見込んでいる。業務負担軽減のため、需要抑制計画の提出頻度は極力、少なくしていただきたい。

◇ 特に、標準ベースラインは実需給の2時間前までの実績データを用いる。このため、最も業務負担が重い想定では、24時間体制で30分毎にベースラインを算定し提出し続けなければならない。

◇ 需要抑制計画はインバランス精算に用いるが、需要抑制ゼロの断面は不必要となるデータである。

◆ ネガワット事業者による調達・販売計画は、広域機関の需給監視のため、必ず提出頂く必要がある。

調達・販売計画と需要抑制計画が同じ帳票となる本格運用を考えると、日々の計画提出を省略できない。

⇒ 翌日計画の提出期限は毎日午前12時だが、受付開始時刻については定めがない。そこで、翌日計画をあらかじめまとめて提出いただき、DR発動時にのみ計画変更を実施いただく方法も考えられる。

⇒ ただし、広域機関システムの都合、まとめての翌日計画提出は【1週間程度】としていただきたい。

対応案：日々の業務負担を軽減するため、需要・調達計画ならびに需要抑制計画をゼロとして、事業者の責任にて、予め1週間分の翌日計画を提出しておくとした対応も可能である。

ただし、DR発動時は提出した計画を速やかに変更し、その変更期限はゲートクローズまで。

課題3：ネガワット事業者から小売電気事業者へ需要抑制計画を通知する具体的方法は。

ネガワット事業者ヒアリングでのご意見

- ◇ 連絡手段やタイミングなどは個別協議と考える。連絡項目や連絡様式を統一できればよく、さらに可能ならば、広域機関の入力支援ツールに小売電気事業者への連絡帳票の作成ボタンなどを具備いただければ助かる。
- ◆ （事務局）所望の機能を準備できるか不明。ネガワット事業者の要件は、連絡項目と連絡様式の標準化と考えた。

（検討対象）

◇ 小売電気事業者A（DR需要者へ電力供給する側）への連絡項目・連絡様式

（ 前回資料に記載した小売電気事業者B（特定卸供給電力を受電する側）への連絡方法については、従前から存在する連絡（販売量の連絡）と同等と考え、検討対象から外した。 ）

検討対象は以下の2点と考えるが、いかがか。

（1）連絡項目（案） 需要者毎 ： 供給地点特定番号、ベースライン（送電端）、抑制計画値（送電端）  
需要抑制BG毎 ： ベースライン（送電端）、抑制計画値（送電端）、調達計画値（送電端）  
（ベースライン等が必要者毎で必要か、BG毎で良いのかは個別協議と考える。）

（2）連絡様式（ひな型の作成、需要抑制計画の暫定帳票から転用できないか検討中。）

（ なお、以下は個別協議と考えるため、検討対象から外す。  
連絡手段（メール、電話等）、連絡タイミング（変更連絡の受付期限） ）

本会議で小売電気事業者の要望をヒアリングし、次回会議で事務局案を報告する。

課題4：一般送配電事業者 → ネガワット事業者への実績通知も、標準化を図るべきではないか。

ネガワット事業者ヒアリングでのご意見

- 帳票でインバランス精算の根拠となる数値がわかれば良く、根拠となる数値には、ネガワット事業者から提出した最終の計画値も含めていただきたい。
- 一般送配電事業者のうち、いずれかの既存のインバランス帳票と同じ様式を希望する。全く新しい帳票はやめていただきたい。
- 既存のインバランス帳票は一般送配電事業者ごとで開示いただける情報に差があるため、情報開示量が多い方に記載内容を合わせて統一いただきたい。
- 通知タイミングは、今の電力量実績の通知タイミングやインバランス精算のタイミングと同じで問題ない。
- 一般送配電事業者にて計量された需要者の需要実績をいただきたい。

また、需要抑制計画のインバランス帳票に記載いただきたい項目として、具体的には以下が挙げられた。

- ① 提出したベースライン
  - ② 実績電力量
  - ③ 損失率で割戻ししたベースライン
  - ④ 損失率で割戻しした実績電力量
  - ⑤ 不足インバランス量
  - ⑥ 余剰インバランス量
  - ⑦ インバランス単価
  - ⑧ 不足インバランス料金
  - ⑨ 余剰インバランス料金
- (ただし、p9にて事務局回答案のとおり、① = ③ とする場合、③ は省略か。)

ヒアリングでの意見を受け、以下としてはいかがか。

- ・ ネガワットに関わる需要者の需要実績は、各一般送配電事業者の既存帳票を用いてデータ提供する。
- ・ 新たに作成する需要抑制計画のインバランス精算帳票は、本会議にて挙げられた要望を踏まえ、広域機関と一般送配電事業者にて案を検討し、次回の本会議にてその案を確認する。

課題：広域機関によるBP化、送受信の自動化が実施不可の期間、一般送配電事業者および小売電気事業者双方もシステム化、自動化の対応ができないことから、受付時間を定義するか。

本件は、暫定運用期間中の需要抑制計画（ベースラインと抑制計画）提出を受け付ける時間についての課題である。（調達・販売計画の提出は既存の需要調達計画の提出方法どおり、GCまで24時間、変更を受け付ける。）

ネガワット事業者ヒアリングでのご意見

- 深夜は、ネガワット原資となる需要者の需要も下がるため、ネガワット調達が困難となる可能性もある。
- そもそも深夜帯は市場価格も低下するため、ネガワット取引の需要も低下すると考えられる。
- ネガワット取引の発動タイミングはやはり需要ピーク時間帯がメインと考えられる。
- 参考として、国内のネガワット（kW）実証試験では、夏季：13時～17時、冬季：9時～11時、17時～19時をネガワット取引の発動タイミングとしていた。

- ◇ ヒアリングの通り、深夜などは、そもそもネガワット取引の需要が無い可能性が高いと考えられる。
- ◇ 暫定運用期間の需要抑制計画は掲示板に提出いただくこととした。その掲示板は24時間開設し、以下を要件とした。
  - 需要抑制計画の提出時間が保存され、提出される需要抑制計画は上書き更新をせず、新旧の需要抑制計画をあわせて保存し、バージョン管理する。
    - ⇒ 提出時刻が保存されるため、GCまでに需要抑制計画を提出したかどうか、事後でも確認できる。
    - ⇒ 誤ってGC後に需要抑制計画を提出しても、GC前に提出した需要抑制計画は消失しない。

そこで、本件の対応として、以下としてはいかがか。

- ネガワット事業者による広域機関（掲示板）への需要抑制計画提出は24時間可能とするが、GC後に提出されたものは無効とする。
- 広域機関から一般送配電事業者への計画転送の時間は別途協議。
- 小売電気事業者の受付時間はネガワット事業者との個別協議と考える。